

事務事業名	土地利用対策事業		所属部局	総合政策部	単位番号	2004										
			所属課室	政策推進課	課長名	櫻本 政明										
	☐ 実施計画事業		所属担当	行政運営・統計担当	担当者名	相川 多喜男										
基本政策	基本計画	III うるおいと利便性のある都市づくり	予算科目	会計	名称	款	項	目	細目	細々目						
政策	計画	15 市街地・住環境の整備	事業区分	01	一般	0	2	0	1	0	7	0	8	0	0	2
施策	体系	24 計画的な土地利用の推進		☐ 国の制度による義務的事業	☐ 施設等維持管理事業											
				☒ 県の制度による義務的事業	☐ 補助金交付事業											
事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 年度) 年度		法令根拠	国土利用計画法、地価公示法、公払法												
事業の内容・期間限定複数年度事業は次年度以降3年間の計画内容も記載 国土利用計画法、公払法、に基づき、土地取引の届出及び勧告に関することや、遊休土地の利用促進に関することなどを行い、市内の大規模な土地取引状況を把握するとともに、土地利用計画の調整に関する業務を行う。 国土法23条の届出受理は法定受託業務、公払法4・5条の届出受理は権限委譲事務。	事業費の主な内訳 (22年度)															
	項目(細節)		金額(千円)		項目(細節)		金額(千円)									
	消耗品		105													
									計 105							

1 現状把握 (DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 活動	
22年度活動実績	国土法23条による届出受理1件 土地利用状況指導通知書の提出、遊休土地実態調査回答
23年度活動予定	国土法23条による届出受理 土地利用状況指導通知書の提出、遊休土地実態調査回答
② 対象 (この事務事業は誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等	
市内の大規模な土地取引	
③ 意図 (この事務事業により対象をどのような状態にしていのか、どのように変えるのか)	
国土利用計画法に基づき適正な取引がなされている。 届出どおりの土地利用がなされている。	
④ 上位目的 (どのような結果に結び付けるのか)	
計画的な土地利用が行われ、市街地や住環境が整備されている。	

⑤ 活動指標 (事務事業の活動量を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 土地売買等届出書受理数	件
イ 未利用地、遊休土地等の調査件数	件
⑥ 対象指標 (対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 開発面積1ha以上の開発申請件数	件
⑦ 成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 国土法の届出に反した土地利用がされていた件数	件
⑧ 上位成果指標 (結果の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 無秩序な開発が行われていないと回答した市民の割合	%

(2) 事業費・指標の推移		単位	21年度 (決算・実績)	22年度 (決算・実績)	23年度 (予算・目標)	24年度 (次年度計画・目標)	25年度 (計画・目標)	26年度 (計画・目標)	最終 (トータルコスト・目標)	年度
年間 トータル コスト	事業費	国庫支出金	千円							
		県支出金	千円	113	104	100	100	96	94	
		地方債	千円							
		その他	千円							
		一般財源	千円		1	1	1	1	1	
	事業費計 (A)		千円	113	105	101	101	97	95	0
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2	2	
		延べ業務時間	時間	40	40	40	40	40	40	
		人件費計 (B)	千円	178	178	158	158	158	158	0
	(A)+(B)		千円	291	283	259	259	255	253	0
活動指標		ア 件		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		イ 件		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
対象指標		ア 件		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		イ 件								
成果指標		ア 件		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		イ 件								
上位成果指標		ア %								
		イ %								

(3) この事務事業を取り巻く状況 (対象者・社会状況等) の変化、市民意見等

① この事務事業はいつ頃どんな経緯で開始されたのか?	国土利用計画法の規程に基づき土地利用規制等対策事業を推進するため、昭和60年施行の「山梨県土地利用規制等対策費交付金交付要綱」により、県から交付金を受けて行っている法定受託事務である。
② 事務事業を取り巻く状況は開始時または5年前と比べてどう変化しているか? また、今後の予測は?	平成21年3月「国土利用計画(山梨県計画)―第4次―」策定、平成22年3月「山梨県土地利用計画」の変更が行われた。
③ 事務事業に対して関係者 (市民、事業対象者、議会等) からどんな意見・要望が寄せられているか?	特になし。

(4) 改革改善の取り組み状況

① 改革改善の取り組み実施は?	☐ 取り組みしている ⇒ [内容↓] ☒ 取り組みしていない ⇒ [理由↓]
② これまでの改革改善の取り組み状況・経過 (取り組みしていない場合はその理由)	届出や調査があった場合は手順に従い処理を行っているため、改革改善の余地はない。
③ H 22年度に実施した改革改善の内容	

事務事業名	土地利用対策事業	所属部	総合政策部	所属課	政策推進課
-------	----------	-----	-------	-----	-------

2 評価 (Check1) 担当者による事後評価 (複数年度事業は途中評価)

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系の施策に結びつき、貢献しているか？意図が上位目的に結びついているか？	☐ 結びついていない (見直し余地がある) ⇒ [理由↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 結びついている ⇒ [理由↓] 国土法や公拡法に基づいた届出が行われることによって、土地取引を監査し、計画的な土地利用を行うことができる。
	② 公共関与の妥当性 この事務事業を税金を投入して市が行わなければならないのか？民間やNPOに委ねることは可能か？	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 妥当である ⇒ [理由↓] 国土法や公拡法に習い、大規模な土地取引は公共性が高いため妥当である。
	③ 維持・継続の妥当性 現状の対象と意図、成果から考えて、この事務事業を将来にわたり、維持・継続していくことは妥当か？目的や事業の必要性を見直す余地はあるか？	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 適切である ⇒ [理由↓] 国土法や公拡法に基づいた届出が行われることによって、土地取引を監査し、計画的な土地利用を行うことを目的としているため、今後も維持継続していく必要がある。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 事務事業のやり方・進め方を変えることで成果を向上させることはできるか？できない場合は何が原因でできないのか？	☐ 向上余地がある ⇒ [理由↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 向上余地がない ⇒ [理由↓] 大規模な土地取引が行われる場合、もしくは行われる可能性がある場合の事務事業であるため、成果の向上余地はない。
	⑤ 類似事業との統合・連携の可能性 類似した目的を持つ事務事業が他にあるか？類似事務事業がある場合、その事務事業との統合や連携を図ることができるか？	☐ 類似事務事業がある ⇒ (類似する事務事業の名称を記入↓) ☐ 統合・連携ができる ⇒ [理由と具体案↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☐ 統合・連携ができない ⇒ [理由↓] ☒ 類似事務事業がない
	⑥ 休止・廃止した時の影響及び休止・廃止の可能性 この事務事業を休止・廃止した場合影響はあるか？また成果から考えて、休止・廃止することはできるか？	☐ 影響なし ☒ 影響あり ⇒ [理由と影響の内容↓] 市内の土地利用に関する監査や調整ができなくなると、計画的な土地利用が行えなくなるため。 ☐ 休止・廃止ができる ☒ 休止・廃止できない ⇒ [理由↓] 法定受託業務、権限委譲事務であるため、休止・廃止はできない。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費 (コスト) を削減できないか？ (仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒ [理由・具体案↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒ [理由↓] 県から交付された経費の中で行っているため、削減の余地はない。
	⑧ 人件費の削減余地 成果を下げずに人件費を削減できないか？ (事業のやり方の見直しによる業務時間の削減や臨時職員対応や外部委託による削減はできるか？)	☐ 削減余地がある ⇒ [理由・具体案↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒ [理由↓] 案件があったものについて効率的な事務を行っているため、削減余地はない。
公平性 評価	⑨ 受益機会・受益者負担の適正化余地 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担を見直す必要はないか？公平公正か？	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由・具体案↓] ⇒ 3評価 (Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 公平・公正である ⇒ [理由↓] 市内全ての土地取引を対象としているため、公平公正である。

3 評価 (Check2) 担当課管理者による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 1次評価の総括 (事務事業を実施した結果を振り返り気づいたこと、課題、今後の方向性等について)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	市内の大規模な土地取引についての監査・調整となる事業であり、また、届出の受理や調査報告は法定受託事務や権限委譲事務であるため、本事務事業は必要不可欠である。また、事業費・人件費の削減余地もないため、適正といえる。

4 今後の方向性 (事務事業担当課案) (PLAN)

(1) 今後の事務事業の方向性 (Check1の結果から定める)・・・複数選択可		(3) 改革・改善による方向性																						
☐ 廃止 (目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 事業統合・連携 (有効性⑤の結果) ☐ 公平性改善 (公平性⑨の結果) ☐ 休止 (目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 成果向上 (有効性④の結果) ☒ 現状維持 (全評価項目で適切) ☐ 必要性検討 (目的妥当性①、②、③の結果) ☐ コスト削減 (効率性⑦、⑧の結果)		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト水準</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果水準</th><th>向上</th><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><th>維持</th><td>☐</td><td>☒</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td>☐</td><td></td><td></td></tr></table> ※ 廃止・休止の場合は記入不要				コスト水準			削減	維持	増加	成果水準	向上	☐	☐	☐	維持	☐	☒		低下	☐		
		コスト水準																						
		削減	維持	増加																				
成果水準	向上	☐	☐	☐																				
	維持	☐	☒																					
	低下	☐																						
(2) 改革改善案について																								
①																								
②																								
③																								
(4) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策		(5) 事務事業優先度評価結果																						
①		成果優先度評価結果	対象外																					
②																								
③		コスト削減優先度評価結果	対象外																					